

宇美町債権管理条例 制定 (令和6年4月1日施行)

全国的に人口減少や少子高齢化などの影響による歳入減少が懸念されています。本町では、町が自主的に収入することができる町税などの「自主財源」を確保し、より良い住民サービスを提供するため、適正に債権を管理し、確実な債権回収に努めるため債権管理条例を制定しました。

この条例は、債権の発生から消滅に至るまできめ細やかな配慮と対応を適正に行うため、統一したルールを定め、町民の皆さんの負担の公平性と財政の健全性確保を目的としています。

対象となる債権

町が保有する全ての債権(金銭債権)が対象です。



条例の概要

▶延滞金・遅延損害金の徴収

納期限内納付の推進と町民の皆さんの納付の公平性を確保するため、納期限を過ぎた公債権について延滞金を徴収します。また、私債権遅延の場合は、損害賠償金(遅延損害金)の徴収に努めます。

▶督促手数料の廃止

債権が納期限までに納付されない場合は、納期を指定して督促状を発送します。督促手数料は4月1日以降に新たに発生するものを廃止することとし、その管理のために生じる事務負担をなくし、滞納債権の回収に注力します。ただし、3月31日以前に発送する督促状に係る督促手数料は従来どおり納付が必要です。

条例制定の施行前(～令和6年3月31日)		条例制定の施行後(令和6年4月1日～)	
督促手数料	100円	督促手数料	廃止

納付が困難な場合は、速やかに納付相談を

やむを得ない事由で納付が困難な場合は、分割での納付や納期限の延長などの手続きを行える場合があります。納付についての困りごとがある場合は、速やかにご相談ください。

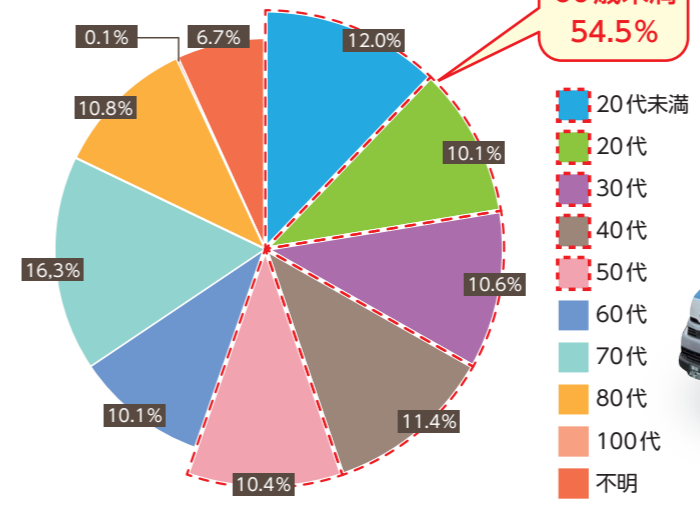
問 企画財政課 収納対策室 ☎934-2269 FAX934-2371

「のーと宇美」運行開始から1周年を迎えました!

令和5年2月に運行を開始した「のーと宇美」は、2月1日(木)で運行開始1周年を迎え、延べ20,000人を超える人に利用されています。

また、昨年3月に廃止となった「ハピネス号」の利用者の80%以上が60代以上に対し、「のーと宇美」は10歳未満のお子さんから80歳以上の人まで幅広い年代で多くの人にご利用いただいています。まだ利用したことがない人も、おでかけの際はぜひご利用ください。

「のーと宇美」年代別利用者割合



ご利用の流れ

折りたたみ式の車椅子やベビーカーをご利用のお客様は、車両後方の荷室に収納することでご乗車できます。乗ったままの状態での乗車はできませんのでご了承ください。



- 呼ぶ: アプリまたは電話・LINEで配車予約
- 来る: 指定された時間に乗り場へ
- 乗る: 運転手に予約番号を伝えて乗車 ※予約番号は会員登録時の電話番号下4桁
- 払う: 乗車時に運賃をお支払い

よくある質問

- Q いつから予約ができますか?
A 乗車の7日前から予約できます。込み合う時間帯は待ち時間が長くなることもあります。予約希望時間を10分～15分程度早めていただくと希望時間に近い時間で予約ができる場合があります。
- Q 子どもだけで乗れますか?
A 乗れます。予約した人の予約番号(登録電話番号の下4ケタ)を乗車の際に、乗務員に伝えていただければ、予約者以外の人でも乗車することができます。(例:お母さんが予約をして、乗車の際に子どもが予約番号を乗務員に伝える。)
※その他のよくある質問は「のーと宇美」ホームページをご確認ください。



問 シティプロモーション課 ふるさと応援係 ☎934-2370 FAX934-2371

宇美町からのお知らせ

まちの話題

まちの案内板

情報ステーション

お知らせ

宇美町からのお知らせ

まちの話題

まちの案内板

情報ステーション

お知らせ